

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

SSL リモートアクセスサービス利用約款

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、SSLリモートアクセスサービス利用約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより SSL リモートアクセスサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を修正するときは当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。

(約款の公表)

第2条の3 当社は、当社のホームページその他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

(用語の定義)

第3条 この約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用 語	用 語 の 意 味
1 SSLリモートアクセスサービス	当社が提供する電気通信サービスであって、当社の局舎内に設置する電気通信設備と使用者またはアクセスID使用者の端末とをインターネットを介し、1のSSLセッションを1台の端末で使用する形態で接続(以下「SSLアクセス」と称する)して、当該の接続を利用してトンネリングすることで、インターネットプロトコルによる符号化通信および当該の電気通信設備と参照サーバとの間のインターネットプロトコルによる符号化通信を媒介するもの
2 利用契約	SSLリモートアクセスサービスの利用に係る契約
3 利用契約者	当社と利用契約を締結した方
4 管理者ID使用者	利用契約者が、SSLリモートアクセスサービスの利用にかかる管理者IDを付与した方
5 管理者ID	当社が利用契約者に付与する、参照サーバへのSSLアクセスおよびアクセスIDの登録・更新・削除が可能な使用者を特定するための文字、数字および記号

6 アクセスID	利用契約者が使用者に付与する、参照サーバへのSSLアクセスが可能な使用者を特定するための文字、数字および記号
7 参照サーバ	サーバプラットフォームサービスに接続され、管理者IDまたはアクセスIDによるSSLアクセスの接続性を設定されたサーバ
8 サーバプラットフォームサービス	インターネットゲートウェイ網を使用して行う電気通信サービス
9 サーバプラットフォームサービス利用約款	当社からサーバプラットフォームサービスを受けるための契約

第2章 利用契約

第1節 通則

第4条 当社は1の管理者IDごとに1のSSLリモートアクセスサービスに係る利用契約を締結します。

2 当社と利用契約を締結できる方は、1の利用契約につき、1の管理者ID使用者に限ります。

3 利用契約者は、SSLリモートアクセスサービスを利用するにあたり、別途当社とサーバプラットフォームサービス利用約款を締結します。

(最低使用期間)

第5条 利用契約には、1の管理者IDごとに1年間の最低使用期間があります。

2 前項に定める期間は、1の管理者IDごとに使用開始日の翌日から起算します。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に定める期間は、サービスの品目に係る変更があった場合には、その変更が行われた日から新たに起算します。

(契約更新)

第6条 利用契約者が、契約期間満了の2ヶ月前までに当社に対してSSLリモートアクセスサービス契約を更新しない旨を書面により通知した場合を除き、SSLリモートアクセスサービス契約は自動的に1年延長され、その後も同様とします。

(サービスの種類等)

第7条 利用契約に係るSSLリモートアクセスサービスには、次に掲げる種類及び種別があります。

サービスの種類

品目	内容
----	----

第1種SSLリモートアクセスサービス	SSLリモートアクセスの提供にあたり、パスワードが固定された1の管理者IDの利用が可能なもの
第2種SSLリモートアクセスサービス	SSLリモートアクセスの提供にあたり、パスワードが可変となる1の管理者IDの利用が可能なもの

2 利用契約者は、1の利用契約につき、1の品目のみ利用することができます。

3 SSLリモートアクセスサービスに係るサービスの詳細は料金表に定めるとおりとします。

(ID及びパスワード)

第8条 利用契約者は、そのID及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとします。

2 当社は、利用契約者及び使用者のID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤及び第三者の使用等による損害については、一切の責任を負いません。

第2節 申込及びその承諾等

(契約申込)

第9条 当社に利用契約の申込み(以下、この章において「契約申込」といいます。)をしようとする方は、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1)契約申込をする方の氏名又は商号及び住所又は居所
- (2)その他 SSL リモートアクセスサービスの提供に必要な事項

(申込の承諾等)

第10条 当社は、契約申込を承諾したときは、書面をもって通知します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その契約申込を承諾しないことがあります。

- (1)その契約申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理又は保守が当社の義務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められるとき。
- (2)契約申込をした方(以下、この章において「契約申込者」といいます。)が、SSL リモートアクセスサービスの料金又は手続きに関する費用(以下「料金等」といいます。)の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3)契約申込者が第11条(提供停止)第1項書各号に該当し、又は該当するおそれがあるとき。
- (4)前各号のほか、当社の業務の遂行上支障があるとき。

第3節 提供停止及び契約の解除

(提供停止)

第11条 当社は、利用契約者が次の各号に該当するときは、当該利用契約者及びその使用者に対する SSL リモートアクセスサービスの提供を停止することがあります。

- (1)請求書に指定する期日(以下「支払期日」といいます。)を経過しても SSL リモートアクセスサービスの料金等

を支払わないとき。

(2)第8条(ID及びパスワード)の規定に違反したとき。

(3)第15条(利用契約者の義務)の規定に違反したとき。

(4)当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてSSLリモートアクセスサービスを利用したとき。

(5)1のIDを複数で共有していることを、当社が認めたとき。

(6)前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって、SSLリモートアクセスサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により提供停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施時期及び期間を利用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(当社が行う契約の解除)

第12条 当社は、前条第1項の規定により提供停止された利用契約について、利用契約者がなお前条第1項各号のいずれかに該当する場合はその利用契約を解除することがあります。

2 当社は、利用契約者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合にその行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、提供停止をしないで直ちにその利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を利用契約者に通知します。

(利用契約者が行う契約の解除)

第13条 利用契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに、書面によりその旨を当社に通知するものとします。

2 第1項の規定にかかわらず、第28条(サービスの廃止)の規定によりSSLリモートアクセスサービスが廃止される場合に、廃止の日までに利用契約者が契約事項の変更を行わず、その廃止によって利用契約に係るSSLリモートアクセスサービスの提供が不可能となるときは、廃止の日にその利用契約の解除があったものとします。

第4節 設備の修理又は復旧

(運用の一時停止)

第14条 当社は、利用契約に関わる電気通信設備の調整、修理、試験又は保守等のため必要があるときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を利用契約者に通知し、SSLリモートアクセスサービスの運用を一時停止することがあります。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第5節 利用契約者の義務

(利用契約者の義務)

第15条 利用契約者及び管理者ID使用者は、SSLリモートアクセスサービスを、次の各号に掲げる行為態様において利用してはなりません。

- (1)他の利用契約者、第三者若しくは当社の著作権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2)他の利用契約者、第三者若しくは当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (3)他の利用契約者、第三者若しくは当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
 - (4)犯罪若しくは犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - (5)当社の SSL リモートアクセスサービスの運営を妨げる行為
 - (6)当社が利用契約者に対し付与する管理者 ID 及びパスワードを不正に使用する行為
 - (7)コンピュータウイルス等有害なプログラムを、SSL リモートアクセスサービスを通じて、若しくは SSL リモートアクセスサービスに関連して使用し又は提供する行為
 - (8)「風俗営業等の規制及び適正化に関する法律」が規定する映像送信型性風俗特殊営業、又はそれに類似する行為
 - (9)当社が別に定めるマニュアルの規定、並びに当社が通知する利用上の注意事項等に違反する行為
 - (10)前各号のほか、違法に、又は誹謗、中傷、猥褻等明らかに公序良俗に反する行為態様
- 2 利用契約者は、その使用者に対し、前項を遵守するよう、適切に管理しなければなりません。

(利用契約者の設備等)

第16条 SSL リモートアクセスサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア、インターネット接続サービス等は、この約款に基づき当社が提供するものを除き、利用契約者が自己の費用と責任において準備するものとします。

2 当社は、利用契約者が準備した機器、ソフトウェア若しくはインターネット接続サービス等又は利用契約者が行った作業が原因となって生じた SSL リモートアクセスサービスの利用上の障害、その他の問題については、一切責任を負いません。

3 利用契約者が準備した機器、ソフトウェア若しくはインターネット接続サービス等又は利用契約者が行った作業が原因となって当社又は第三者に発生した損害については、利用契約者に賠償の責任を負っていただきます。

第3章 通信

(通信方法)

第17条 当社は、SSLリモートアクセスサービスに係る通信方法についての詳細を当社において掲示します。

第4章 料金等

第1節 料金及び費用

(料金及び費用)

第18条 当社が定めるSSLリモートアクセスサービスの料金及び費用は、料金表に規定するとおりとします。

第2節 料金の計算方法

(料金の計算方法)

第19条 月額で定める料金は、次により1ヶ月ごとに計算します。

- (1) 登録された管理者IDおよびアクセスIDの総和を毎月15日に集計し、計算します。
- (2) 契約された品目の最低登録数を下回る場合は、各品目の最低登録数で計算します。

第3節 料金等の支払義務

(初期費用等の支払義務)

第20条 当社が提供するSSLリモートアクセスサービスに関する初期費用は、料金表に記載の通りとします。

2 利用契約者は、料金表に掲げる契約事項の変更を行う場合には、その契約事項の変更に係る一時費用を支払わなければなりません。

(月額使用料等の支払義務)

第21条 利用契約者は、当社がその利用契約に係るSSLリモートアクセスサービスの使用を可能としたときは、その通信料を支払わなければなりません。

2 利用契約者は、そのID及びパスワードを用いて行われた、SSLリモートアクセスサービスに係る通信の全てについて、その料金等を支払わなければなりません。

3 利用契約者は、第11条(提供停止)の規定によりSSLリモートアクセスサービスの提供を停止された場合であっても、提供停止期間中における月額使用料等を支払わなければなりません。

4 利用契約者は、第14条(運用一時停止)の規定によりSSLリモートアクセスサービスの運用が一時停止された場合であっても、その期間中における料金等を支払わなければなりません。

(料金等の支払い)

第22条 利用契約者は、初期費用及び月額使用料について、当社が定める期日までに、所属SSLリモートアクセスサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 初期費用及び月額使用料は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

第23条 第20条(初期費用等の支払義務)及び第21条(月額使用料等の支払義務)の規定その他利用約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税込価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当を加算した額とします。

請求額は、上記算定方法により、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計より多くなる場合があります。

(注1) この料金表に規定するカッコ内の料金額は、税込価格を表示し、カッコ外の価格は税抜き価格を表示します。

(解約料の支払義務)

第24条 利用契約者は、最低使用期間の満了前に、第12条(当社が行う契約の解除)の規定又は第13条(利用契約者が行う契約の解除)第1項の規定による利用契約の解除があったときは、その残余の期間に対応する通信料(料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。以下本条において同じとします。)に相当する額を支払わなければなりません。

第4節 利用不能の場合における調整

(利用不能の場合における調整)

第25条 当社は、当社の責めに帰すべき理由により、使用者がSSLリモートアクセスサービスを全く利用できない状態(SSLリモートアクセスサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障を生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にある場合において、管理者ID利用者または第26条に定める担当者がそのことを当社に通知し、当社がその通知を受け付けた時刻(その前に当社がそのことを知ったときは、その知った時刻とします。)以後のその状態が連続した時間(1時間の倍数である部分に限ります。)に対応するSSLリモートアクセスサービスについての料金を発生した損害とみなし、その損害に限って賠償します。

2 当社は、前項に規定する使用期間の調整の事由が発生した日から起算して90日を経過したときは、その使用期間の調整の請求には応じません。

3 当社は、第1項に定めるほか、SSLリモートアクセスサービスの提供にあたって、別途定めがない限り利用契約者及び管理者ID使用者に与えた損害について賠償の責任を負いません。

第5章 総則

(担当者)

第26条 利用契約者は、次の各号に定める事項を実施するものとします。

(1)担当者正副各1名を定めること。

(2)当社所定の様式に利用契約者の担当者の氏名等必要事項を記入し、当社に送付すること。また、その内容に変更が生じた場合は、直ちに変更内容を当社に連絡し、当社の同意を得ること。

(利用契約者への通知)

第27条 本約款に基づき当社が利用契約者に対して行う通知、その他の連絡は、この約款に特に定めのない限り、郵便、Fax若しくは電子メール等により利用契約者が当社に届け出ている連絡先(以下、本条において「利用契約者連絡先」といいます。)に対して行い、又は当社のホームページ上に掲示して行います。

2 前項の規定により、当社が、利用契約者連絡先に通知等を行った場合において、その利用契約者連絡先が事実とは異なるためにその通知等が利用契約者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時に到達したものとみなして取り扱います。又、当社が、通知等を電子メールにより行った場合は、当社が電子メールを発信した時点、ホームページ上での掲示により行った場合は、利用契約者がホームページを閲覧することが可能となった時点で通知等が行われたものとみなします。

3 利用契約者と当社との間で行う技術的事項に関する連絡、通知、問い合わせ等についての利用契約者の窓口は、あらかじめ当社に登録された担当者に限ります。

(サービスの廃止)

第28条 当社は、当社の都合により、SSLリモートアクセスサービスを廃止することがあります。

2 SSLリモートアクセスサービスを廃止する場合には、2ヶ月前までに、書面、その他の方法をもって利用契約者にそのことを周知し、SSLリモートアクセスサービスを廃止することとします。

3 SSLリモートアクセスサービスの廃止により、利用契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

(契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第29条 利用契約者が利用契約に基づいてSSLリモートアクセスサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(損害賠償)

第30条 当社は、利用契約に関連して利用契約者及び管理者ID使用者に損害を与えた場合、現実が発生した通常且つ直接の損害を賠償する責任を負うものとし、逸失利益、間接損害又は特別損害については一切の責任を負わないものとします。なお、損害賠償の額は、第7条に基づく契約金額を上限とするものとします。

(解約・解除)

第31条 当社又は利用契約者に利用契約の違反その他利用契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合には、相手方は書面による通知をもって、相当期間を定めてその是正を催告するものとし、かかる期間内に是正されない場合には利用契約を解約できるものとします。

2 当社又は利用契約者が、以下の各号の何れかに該当するに至ったときは、相手方は何らの催告を要せずに即時に利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。

(1) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分となり支払停止事由が発生したとき。

(2) その資産の一部又は全部に対して差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立てを受けたとき。

(3) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始、又は民事再生手続開始の申立てがあったとき。

(4) 解散の手続を開始したとき、又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき。

(5) その他、財産状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当な事由があり、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内にかかる状態を是正しないとき。

3 サーバプラットフォームサービス利用約款が解約・解除・期間満了した場合には、利用契約も自動的に解約されるものとします。

4 前三項に基づき利用契約が解約又は解除された場合、利用契約者は、当然に期限の利益を失い、解約・解除までに当社が提供したSSLリモートアクセスサービスの初期費用及びサーバプラットフォームサービスの月額使用料の未払い分を直ちに当社に現金にて支払うものとします。

5 利用契約上のいずれの当事者も、不可抗力、政府の命令もしくは規制、ストライキ、その他の労働妨害、暴動、通商禁止令、革命、戦争、サボタージュ、地震、火災、洪水、交通障害、通信障害、電源の調達不能、その他当事者の支配下でないあらゆる事由もしくは事態による、利用契約の全部又は一部のいかなる不履行もしくは履行遅滞についても責任を負わないものとします。上記いずれかの事由ないし事態が継続して30日を超える場合はいずれの当事者も書面の通知により利用契約を解除することができるものとします。

(秘密保持)

第32条 当社又は利用契約者が、利用契約に基づき相手方に開示する販売上・技術上又はその他の業務上の秘密(利用契約に基づき当社及び利用契約者が相手方に貸与する資料を含むがこれに限定されない)(以下「秘密情報」という)については、受領当事者は、次の各号の義務を負うものとします。

- (1) 善良な管理者の注意義務をもって秘密情報を管理する。
- (2) 開示当事者の承認を得ない限り秘密情報を複製し、又は第三者に閲覧させ、提供若しくは貸与してはならない。
- (3) 利用契約の目的以外に秘密情報を利用してはならない。
- (4) 開示当事者が秘密情報の返却又は破棄を要請した場合、当該秘密情報を遅滞なく返却又は破棄する。
- (5) 利用契約履行のため外部専門家等に秘密情報を開示する必要がある場合は、受領当事者が利用契約において負う守秘義務と同様の義務を当該外部専門家等に課す。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものについては秘密情報とみなさないものとします。

(信義則)

第33条 利用契約に定めのない事項、又は利用契約の条項の解釈等についての疑義を生じた場合は、当社及び利用契約者は、誠意をもって協議のうえ信義に則して解決するものとします。

(裁判管轄)

第34条 利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意上の管轄裁判所とします。

(個人情報の取扱い)

第35条

- (1) 当社は、SSL リモートアクセスサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、(2) 及び当社が別に定めるところによります。
- (2) 当社は、当社が保有している個人情報について、サーバプラットフォームサービス契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (3) 契約者は(2)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

料金表

初期費用

品目	料金額	種別の数
第1種SSLリモートアクセスサービス	100,000円 (105,000円)	5ポートまで 追加1ポート毎に2,500円(2,625円)
第2種SSLリモートアクセスサービス	提供していません	提供していません

初期追加費用

参照サーバのIPアドレス単位でSSLアクセスを設定する場合は、IPアドレス毎に料金を加算します。

追加種別	料金額	種別の数
IPアドレス指定	25,000円 (26,250円)	5ポートまで 追加1ポート毎に2,500円(2,625円)
ネットワークセグメント指定追加	25,000円 (5,250円)	5ポートまで 追加1ポート毎に2,500円(2,625円)
ポータルサイトのリンク設定	5,000円 (5,250円)	1リンクごと

月額使用料

第1種SSLリモートアクセスサービス

タイプ	IDあたりの料金額	登録可能アクセスID数
タイプ1	8,000円(8,400円)/ID	1ID以上
タイプ10	4,800円(5,040円)/ID	10ID以上
タイプ100	1,200円(1,260円)/ID	100ID以上
タイプ500	800円(840円)/ID	500ID以上

第2種SSLリモートアクセスサービス

品目	料金額	登録可能アクセスID数
タイプA	提供していません	1ID以上

利用開始後の設定変更(追加・変更・削除)作業 (解約の場合を除く)

品目	料金額

第1種SSLリモートアクセスサービス	25,000円(26,250円)
第2種SSLリモートアクセスサービス	提供していません

管理者IDのID、パスワードの変更作業（解約の場合を除く）

品 目	料 金 額
第1種SSLリモートアクセスサービス	5,000円(5,250円)
第2種SSLリモートアクセスサービス	提供していません

サービスの種別

		種別		内 容
		プロトコル	ポート	
第1種SSLリモートアクセスサービス	第2種SSLリモートアクセスサービス	TCP	HTTP	SSLトンネルに(ポート80を通過し、参照サーバとの通信を可能とします
			HTTPS	SSLトンネルにポート443を通過し、参照サーバとの通信を可能とします
			POP	SSLトンネルにポート25を通過し、参照サーバとの通信を可能とします
			POP3	SSLトンネルにポート110を通過し、参照サーバとの通信を可能とします
			Remote Desktop (*1)	SSLトンネルにポート3389を通過し、参照サーバとの通信を可能とします
			SMB	SSLトンネルにポート137~139を通過し、参照サーバとの通信を可能とします
			pcAnywhere(*2)	SSLトンネルにポート5631およびポート5632を通過し、参照サーバとの通信を可能とします
			FTP	SSLトンネルにポート21を通過し、参照サーバとの通信を可能とします
			Telnet	SSLトンネルにポート23を通過し、参照サーバとの通信を可能とします
			SSH	SSLトンネルにポート22を通過し、参照サーバとの通信を可能とします

*1 リモートデスクトップとはマイクロソフト株式会社の製品の機能をさします。

*2 pcAnywhereは株式会社シマンテックの商標です。

各種別は、使用するアプリケーションにより動作しない場合があります。当社が別に定めるマニュアルにないアプリケーションの動作は保証いたしません。

附 則

附則(平成 14 年 11 月 4 日)

この約款は、平成 14 年 11 月 4 日から実施します。

附則(平成 16 年 4 月 6 日)

この約款は、平成 16 年 4 月 6 日から実施します。

附則(平成 17 年 4 月 1 日)

この約款は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。